

【通所介護事業所の料金表】

大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①大規模型通所介護		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上8時間未満		620単位 665円	733単位 786円	848単位 909円	965単位 1,035円	1,081単位 1,159円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（ 54円 ）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（ 161円 ） ※月2回を限度として				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（ 60円 ）				
	サービス提供体制(Ⅰ)イ	1回につき 18単位（ 20円 ）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（ 約40～69円 ） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の1.2%（ 約8～14円 ） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算		（ ）				
		（ ）				

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【通所介護事業所の料金表】

大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①大規模型通所介護						
7時間以上8時間未満		620単位 1,330円	733単位 1,572円	848単位 1,818円	965単位 2,069円	1,081単位 2,318円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（108円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（322円） ※月2回を限度として				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（120円）				
	サービス提供体制(Ⅰ)イ	1回につき 18単位（39円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約80～138円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の1.2%（約15～28円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算		（ ）				
		（ ）				

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【通所介護事業所の料金表】

大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①大規模型通所介護		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7時間以上8時間未満	620単位 1,994円	733単位 2,358円	848単位 2,727円	965単位 3,104円	1,081単位 3,477円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（161円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（483円） ※月2回を限度として				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（180円）				
	サービス提供体制(Ⅰ)イ	1回につき 18単位（58円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約119～206円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の1.2%（約23～42円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算		（ ）				
		（ ）				

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金			
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)	
①第一号通所事業					
7時間以上8時間未満		1,655単位 1,775円	1,655単位 1,775円	3,393単位 3,638円	
②加算	生活機能向上グループ活動	1月につき	100単位 (108円)		
	運動器機能向上	1月につき	225単位 (242円)		
	口腔機能向上	1月につき	150単位 (161円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位 (78円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位 (78円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位 (155円)		
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	(約105~215円)	※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の1.2%	(約22~44円)	※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				()	
③減算			()		
			()		

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 3,549円	1,655単位 3,549円	3,393単位 7,275円
②加算	生活機能向上グループ活動	1月につき	100単位	(215円)
	運動器機能向上	1月につき	225単位	(483円)
	口腔機能向上	1月につき	150単位	(322円)
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位	(155円)
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位	(155円)
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位	(309円)
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	(約210~429円) ※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の1.2%	(約43~88円) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				()
③減算				()
				()

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金			
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)	
①第一号通所事業	7時間以上8時間未満	1,655単位	1,655単位	3,393単位	
		5,323円	5,323円	10,912円	
②加算	生活機能向上グループ活動	1月につき	100単位 (322円)		
	運動器機能向上	1月につき	225単位 (724円)		
	口腔機能向上	1月につき	150単位 (483円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援1 週1回程度)	1月につき	72単位 (232円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週1回程度)	1月につき	72単位 (232円)		
	サービス提供体制(I)イ (要支援2 週2回程度)	1月につき	144単位 (463円)		
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	(約315~644円)	※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の1.2%	(約65~132円)	※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				()	
				()	
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位 (-1,209円)		
	同一建物減算2	1月につき	-752単位 (-2,419円)		

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合